

第6次ひたちなか市行財政改革大綱

平成22年3月

ひたちなか市行政改革推進本部

目 次

1	これまでの行財政改革の取組	1
(1)	行財政改革大綱策定の経緯	1
(2)	行財政改革大綱の成果	1
(3)	第5次ひたちなか市行財政改革大綱の主な取組	2
2	行財政改革の必要性	3
(1)	地方行政を取り巻く環境の変化	3
(2)	効率的な行政運営の推進	3
(3)	自立した財政基盤の確立	4
(4)	市民との協働	4
3	基本方針	5
(1)	第6次ひたちなか市行財政改革大綱策定の基本的な考え方	5
(2)	改革を進めるための重点事項	5
	・重点事項1 市民との協働のまちづくりの推進	6
	①行政と市民との役割分担	
	②市民参画の推進	
	③市民との情報の共有化	
	・重点事項2 効果的・効率的な施策・事業の推進	6
	①質の高い市民サービスの提供	
	②事務事業の見直し	
	③事務の共同化・広域化	
	④民間委託等の推進	
	・重点事項3 自主的・自立的な財政運営の推進	7
	①自主財源の確保	
	②市有財産の有効活用	
	③補助金・負担金の見直し	
	④経費の節減合理化	
	⑤公益法人制度改革の対応	
	・重点事項4 行政需要に対応した執行体制の確立	8
	①市民ニーズに即応する組織・機構の整備	

②定員の適正化	
③人材育成の推進	
・重点事項5 施設の見直し	9
①施設のあり方の検討	
②施設の効果的な管理運営の推進	
(3) 改革の進行管理及び推進体制	9
(4) 推進期間	9
4 行財政改革推進事項	
・重点事項1 市民との協働のまちづくりの推進	10～11
・重点事項2 効果的・効率的な施策・事業の推進	12～14
・重点事項3 自主的・自立的な財政運営の推進	15
・重点事項4 行政需要に対応した執行体制の確立	16
・重点事項5 施設の見直し	17
資料	
・第6次ひたちなか市行財政改革大綱のフロー図	18～19
・ひたちなか市行政改革推進本部設置規程	20
・平成21年度ひたちなか市行政改革推進本部員名簿	22
・ひたちなか市行政改革推進委員会設置要綱	23
・ひたちなか市行政改革推進委員会委員名簿	25

1 これまでの行財政改革の取組

(1) 行財政改革大綱策定の経緯

本市は、平成8年3月に「ひたちなか市行政改革大綱」、平成11年3月に「ひたちなか市行財政改革大綱」、平成14年8月に「ひたちなか市行財政改革大綱（改訂版）」、平成16年2月には「ひたちなか市新行財政改革大綱」を策定し、時代の変化に的確に対応できる行財政運営、市民サービスの向上と市民との協働のまちづくりを目指した改革を進めてきました。

平成19年2月には、それまでの改革実績と成果を踏まえ、「第5次ひたちなか市行財政改革大綱」を策定して、「市民との協働のまちづくりの推進」「質の高い市民サービスの提供」「効果的・効率的な行政運営の推進」「機能的な執行体制の確立」「自主的・自立的な財政運営の推進」の5つの重点事項を掲げ、行財政改革を推進しています。

(2) 行財政改革大綱の成果

- | |
|--------------------------------|
| ■ 平成8年3月 行政改革大綱策定（第1次） |
| 推進期間 平成8～10年度 計画取組項目数 165項目 |
| 効果金額 4億9千万円 |
| ■ 平成11年3月 行財政改革大綱策定（第2次） |
| 推進期間 平成11～13年度 計画取組項目数 93項目 |
| 効果金額 3億6千万円 |
| ■ 平成14年8月 行財政改革大綱策定（第3次） |
| 推進期間 平成14～15年度 計画取組項目数 66項目 |
| 効果金額 16億3千万円 |
| ■ 平成16年2月 新行財政改革大綱策定（第4次） |
| 推進期間 平成16～18年度 計画取組項目数 66項目 |
| 効果金額 21億4千万円 |
| ■ 平成19年2月 第5次行財政改革大綱策定 |
| 推進期間 平成19～21年度 計画取組項目数 70項目 |
| 効果金額 13億5千万円（平成19～20年度、2ヵ年の実績） |

(3) 第5次ひたちなか市行財政改革大綱の主な取組

■市民との協働のまちづくりの推進

- ・ひたちなか市自治基本条例をつくる市民会議の発足
- ・災害時要援護者支援体制の整備，防災情報連絡協力員体制の整備，自主防犯組織への支援（安全なまちづくり補助金制度の創設），青色防犯パトロール隊の結成促進
- ・「ひたちなか市の環境を良くする会」の設立（平成20年3月），レジ袋の有料化，廃食用油のバイオディーゼル燃料への再利用化，環境美化里親制度の創設
- ・「子育てサロン・ひたちなか子どもふれあい館・ワイワイふれあい館」の活動支援
- ・観光ボランティアによる観光事業の推進，ひたちなか音楽のまちづくり実行委員会の設立と事業推進
- ・ひたちなか市国際交流協会の設立（平成21年10月）

■質の高い市民サービスの提供

- ・「ひたちなか市地域公共交通総合連携計画」の策定，コミュニティバスの路線拡大
- ・携帯電話を利用した災害や不審者情報の配信開始
- ・パスポート窓口の開設，日曜窓口取り扱い業務の拡大，出先窓口の税証明書発行業務の開始，税のコンビニ収納開始，戸籍事務電算化による交付時間の短縮
- ・休日夜間診療所における医療体制の充実

■効果的・効率的な行政運営の推進

- ・ホストコンピュータからサーバー系ソフトへの切り替えによる業務効率化
- ・那珂湊養護老人ホームの民営化，市立保育所の民営化（大成，金上）・「道路補修・文書配送業務・公害分析センター」の民間委託化，下水浄化センターの包括委託化

■機能的な執行体制の確立

- ・職員適正化計画に基づく職員削減
〔目標：平成17年4月1日（職員数1123人）を起点に5年間で90人削減 平成22年4月1日の職員数1033人〕
実績：平成21年4月1日の職員数 1013人 110人減

■自主的・自立的な財政運営の推進

- ・ひたちなか地区への企業誘致促進，進出企業の地元採用の促進
- ・市税徴収率向上のため滞納整理強化，補助金の見直し，市有未利用地の売却
- ・ひたちなか市民債の発行，公民館使用料の見直し
- ・特別職の期末手当及び管理職手当の減額，一般職管理職手当の減額，地域手当の据え置き

2 行財政改革の必要性

(1) 地方行政を取り巻く環境の変化

一昨年秋以降の金融危機に伴う世界的な経済不況は、減産や雇用調整など地方経済にも大きな影響を及ぼしており、現在国においては、国民生活と日本経済を守るため雇用対策をはじめ、高速道路料金の値下げ、定額給付金の支給、自動車税減税などの経済対策を講じているものの、依然として先行き不透明な状況にあります。

地方行政は、企業減益による税収の落ち込みなど、経済情勢の急激な変化への迅速な対応が迫られている中、地方分権の推進による役割の拡大・高度化、少子高齢化や高度情報化など社会の変化に伴う行政需要は増大し、同時に市民サービスの質的向上が求められています。

また、構造改革の一環として進められた三位一体の改革による地方交付税の抑制は、景気悪化に伴う税収減と併せ地方財政を深刻化させています。

このような厳しい状況のなか、地方においては、真の分権型社会の実現に向け、地域の個性を生かした自立的な行財政運営を確立し、活力ある地域社会を築き上げていくことが強く求められています。

(2) 効率的な行政運営の推進

本市はこれまでも、市議会や市民の協力・理解の下、事務事業の見直しや民間委託、施設の民営化、職員定数の削減など積極的かつ継続して行財政改革に取り組み、市民サービスの向上と行政効率化を進め、時代の変化に的確に対応できる行政運営を進めてきました。

今後も市民ニーズや地域の課題に適切に対応していくためには、限られた財源の中で本市の持つ行政資源を最大限に活用していくことが重要です。

このことから、引き続き職員削減や事務事業の見直しなど簡素で効率的な行政運営を積極的に推進する必要があります。

(3) 自立した財政基盤の確立

本市においても、金融危機による急激な景気の減速は、減産や雇用調整など本市の製造業を中心とした企業活動にも大きく影響し、企業減益に伴う税収減は、三位一体の改革による地方交付税の削減に加えて本市の財政運営をさらに厳しいものとしています。

このような状況のなか、第2次総合計画に掲げる目標を着実に推進し、かつ増大する行政需要に的確に対応していくためには、ひたちなか地区及び周辺地域への企業誘致と市内における産業の活性化により雇用の創出と所得の向上を図り、安定的な自主財源の確保に努めるとともに、これまでも増して、人件費等の義務的経費の抑制と一般行政経費の節減に努め、中長期の財政収支見通しに立った財政の健全化に取り組んでいく必要があります。

(4) 市民との協働

地方自治体の財政状況が厳しさを増す一方、行政需要がますます増大している今日にあって、これまでのように行政が担ってきた行政需要をすべて市が担っていくことは困難であり、公共サービスの提供は、市民や地域、企業との連携・協力を進めるなかで、行政と市民の適切な役割分担の下、協働のまちづくりを推進する必要があります。

本市では、地域の安全安心の取組や環境保全活動、子育て支援や高齢者の生きがいの場の提供、観光や教育など様々な分野で、行政と市民がそれぞれの役割を分担し、連携を図ることで、課題解決力が高まり、具体的な成果に結びついているところです。今後も市民との役割分担を明確にしたうえで、市民との協働による事業を推進することが地域社会における課題解決力を高めるうえで重要な取組です。

3 基本方針

(1) 第6次ひたちなか市行財政改革大綱策定の基本的な考え方

地方交付税の大幅な減額や職員の大量退職、さらに景気悪化による財政の影響など本市を取り巻く環境は厳しさを増しています。

この厳しい時代を乗り越え、本市の目指す都市像の実現に向け、次の考え方により第6次ひたちなか市行財政改革大綱を策定します。

① 本市の目指すべき都市像である「豊かな産業といきいきとした暮らしが広がる世界とふれあう自立協働都市」の実現に向けた改革を進めます。

② 少子高齢化の進展、高度情報化、循環型社会の形成、景気的大幅な悪化など社会経済情勢は急激に変化し、行政に求められるものも大きく変化しています。このため、社会経済情勢の変化に迅速に対応した行政運営を進めます。

③ 景気急速な悪化が続いている中、地方財政はますます先行き不透明な厳しい状況にあります。今後も、限られた財源の中で増大する行政需要に応える必要があることから、さらなる財政運営の健全化を進めます。

(2) 改革を進めるための重点事項

行財政改革の推進にあたり、改革をより具体化するために、5つの重点事項を設定します。

【重点事項】

- 1 市民との協働のまちづくりの推進
- 2 効果的・効率的な施策・事業の推進
- 3 自主的・自立的な財政運営の推進
- 4 行政需要に対応した執行体制の確立
- 5 施設の見直し

重点事項1 市民との協働のまちづくりの推進

市民との協働のまちづくりを推進するための最高規範である「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」の適正な運用に取り組むとともに、行政と市民がそれぞれの役割を明確にし、行政と市民による協働事業を推進します。

また、引き続き市民参画を推進するとともに、分かりやすい行政活動情報の提供など情報の共有化に努めます。

①行政と市民との役割分担

行政と市民がそれぞれの役割を分担し、市民や地域団体、企業等と連携し、協働のまちづくりを推進します。

②市民参画の推進

審議会や協議会等への市民参加を推進するとともに、パブリック・コメント制度を引き続き活用します。

③市民との情報の共有化

市のホームページや市報を通じて分かりやすい行政活動情報を提供するとともに、市政懇談会や市政ふれあい講座等により市民との対話を推進します。

重点事項2 効果的・効率的な施策・事業の推進

限りある財源、行政資源を最大限に活用する観点から、事務事業の見直し、事業や施設の民間委託化・民営化、事務の広域化・共同化など行政効率化に向けた取組を強化します。また、市民ニーズの変化に的確に対応し、質の高い市民サービスの提供に努めます。

①質の高い市民サービスの提供

高度化・多様化する市民ニーズに適切かつ迅速に対処するとともに、質の高い市民サービスの提供に努めます。

②事務事業の見直し

時代に求められる必要な施策・事業を選択するとともに、より効果的・効率的な事業手法を検討します。

③事務の共同化・広域化

行政運営の効率化を図り、より質の高い専門的な行政サービスを提供するため、事務事業の共同処理・広域化を推進します。

④民間委託等の推進

行政の効率化、経費節減、効果的な事業の実施の観点から、事務事業の民間委託化・民営化を推進します。

重点事項3 自主的・自立的な財政運営の推進

本市の財政状況は、歳入では、経済危機の影響から歳入の根幹である市税収入（当初予算比較）が平成21年度242億円、前年度比6億円の減、平成22年度の見込みでは227億円、前年度比14億円の減、合わせて2年間で20億円の減収になると予想しています。

歳出では、少子高齢化の進行から扶助費等の拡大が続くなか、第2次総合計画に位置づけている新清掃センター整備や勝田駅東口地区市街地再開発事業、学校の改築・耐震化など中・長期的な事業や喫緊の課題について集中的に整備を進める段階を迎えており、これらの事業の執行に伴い、今後3年間は、単年度収入で財政を賄うことは出来ない見込みであることから、不足する財源については基金からの繰り入れなどにより対応せざるを得ない状況にあります。

このような状況のなか、自主的・自立的な財政運営が図られるよう、引き続き、ひたちなか地区及び周辺地域への企業誘致、市税等の徴収率の向上や未利用市有財産の売却などの自主財源の確保に一層取り組みます。歳出では事務事業の見直しや補助金・負担金の見直し、人件費の抑制、事務経費の節減の取組を強化します。

また、市が出資する公益法人等について公益法人制度改革への対応を図ります。

①自主財源の確保

ひたちなか地区及び周辺地域への企業誘致の促進、市税の徴収率の向上に一層取り組み、自主財源の確保を図ります。また、利用者が特定されるサービスなどの利用者負担の検討を行います。

②市有財産の有効活用

「普通財産の有効利用方針」に基づき市有財産の効果的な活用を図ります。また、売却可能な未利用地は売却を推進します。

③補助金・負担金の見直し

時代の要請や市民ニーズに的確に込えているか、事業達成度・効果・経費負担のあり方を精査し、補助金・負担金の見直しを進めます。

④経費の節減合理化

職員数の削減による人件費の抑制に努めるとともに、徹底した内部管理経費の節減を図ります。

⑤公益法人制度改革の対応

公社等の外郭団体については、公益法人制度改革を踏まえた対応を図ります。

重点事項4 行政需要に対応した執行体制の確立

新たな行政課題や市民のニーズに即応した施策・事業が展開できるよう、簡素で効率的な組織を基本に機能的な組織体制づくりを進めます。

また、急激に変化する社会経済情勢のなか、市民ニーズを的確に捉え、質の高いサービスを提供する行政運営を推進するため、市民の視点に立って課題を解決できる職員の育成に取り組みます。

①市民ニーズに即応する組織・機構の整備

簡素で効果的な組織・機構を基本に、各種施策・事業を機能的に展開できる組織の構築に努めます。また、組織をまたがる課題に対する組織横断的なプロジェクトチームの活用など、迅速かつ機能的な組織運営に取り組みます。

②定員の適正化

事務事業の整理合理化や再任用職員の活用を図り効率的な組織体制づくりを進めるとともに、事務事業量に応じた職員の適正配置に努めます。

③人材育成の推進

「ひたちなか市人財育成プラン」に基づき、各種研修を実施して市民の視点に立って課題を解決し、時代の変化に対応できる創造力と意欲ある職員の育成に努めます。

重点事項5 施設の見直し

市が設置している公の施設等について、現在の利用状況や老朽化の状況、将来の需要の見通しなどを踏まえて、施設の統廃合や他用途への変更、民間委託化・民営化など、今後の施設のあり方や方向性、管理運営方法を検討します。

①施設のあり方の検討

所期の目的を達成している施設、利用者数の減少や定員割れなど現在及び将来にわたり費用対効果が見込めない施設の今後の方向性を検討します。

②施設の効果的な管理運営の推進

地域や市民団体、民間事業者に委ねることにより、効果的な管理運営が期待できる施設については、民間委託化・民営化を検討します。

(3) 改革の進行管理及び推進体制

行財政改革の推進に当たっては、市長を本部長とするひたちなか市行政改革推進本部会議を中心とし、全職員一丸となって取り組みます。

また、市民委員で構成するひたちなか市行政改革推進委員会の意見及び市民の意見を改革に反映します。

(4) 推進期間

第6次ひたちなか市行財政改革大綱に基づく行財政改革の推進期間は、平成22年度から平成24年度までとし、具体的な推進事項を設定して推進します。

4 行財政改革推進事項

■重点事項1 市民との協働のまちづくりの推進

具体的な取組名称	改革概要
ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例の施行・運用	ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例が「ひたちなか市の憲法」として市民，行政，議会が共有するルールとなるために，より広範な市民の参加と協働を促し，全庁的な協力体制，議会との連携・協力体制を構築する。
地域との連携によるコミュニティ広場の新設	市民の健康増進や交流機会の拡充を目的として，自治会が行う民有地を活用したコミュニティ広場の設置を支援する。
自主防犯活動の推進	市内全域における自主防犯組織の結成と青色防犯パトロール隊の結成を促進し，犯罪の起こりにくい環境づくりを進めていく。
市民協働ネットワークの推進	市民活動の発展を促進し，市民団体ネットワークの構築を図るため，市民活動サポートバンクの利活用を図る。
「ひたちなか市国際交流協会」の運営充実	平成21年10月に設立された「ひたちなか市国際交流協会」の運営充実のため，会員の増員，自主事業の展開を図るとともに，自立的な運営を支援する。
審議会等委員の女性委員の登用	審議会等への女性委員の参画を推進する。 平成25年度までに女性委員の参画率30パーセントを目指す。
災害時要援護者制度の充実	災害時要援護者名簿の更新を年2回行い，災害時におけるスムーズな支援体制を確立する
「ひたちなか市の環境を良くする会」の事業推進	市民，民間団体，事業者及び行政で構成する「ひたちなか市の環境を良くする会」の事業を推進し，多くの市民が参加できる環境保全活動への取組を進める。
ごみ減量化の推進	環境負荷の少ない資源循環型社会の形成を目指し，市民・事業者・行政が連携・協力してごみの減量化を推進する。 平成24年度に一人当り一日のごみ排出量 1,078g，資源回収量180.5gを目指す。

<p>子育てサロン・サークル活動の推進</p>	<p>市内各地域の子育てサロンの先駆的な事業や新たなサロンを立ち上げる団体に援助し子育てサロン・サークル活動の充実を図る。</p>
<p>ファミリーサポートセンター事業の推進</p>	<p>家事援助等の協力を依頼する利用会員と、援助する協力会員との相互援助による事業であるが、利用会員数に比べ協力会員数が少ないため、協力会員の拡大を図る。 3年間で協力会員数を利用会員数の2分の1程度まで増員する。</p>
<p>高齢者ふれあいサロン活動の推進</p>	<p>高齢者の生きがいの場の提供や生活支援等を行うための活動等を行う団体（高齢者ふれあいサロン）に対して援助し高齢者ふれあいサロン活動の充実を図る。</p>
<p>観光ボランティアによる観光事業の推進</p>	<p>「ひたちなか市観光ボランティア連絡会」の事業を促進し、もてなしの心あふれる観光・交流都市づくりを推進する。 史跡案内部会の自主活動開始に向け登録者の拡大と知識の向上など、部会活動の充実に取り組む。</p>
<p>音楽のまちづくりの推進</p>	<p>市民生活にゆとりや潤いのある快適な環境として「音楽のまちづくり」を推進するため、平成19年4月に設立された様々な音楽団体が連携・協力する組織「ひたちなか市音楽のまちづくり実行委員会」の自主的な企画運営を促進する</p>
<p>環境美化里親制度の推進</p>	<p>環境美化里親制度の内容や手続を広く市民、事業者に周知するとともに、協力団体の拡大に取り組む。</p>
<p>部活動外部指導者支援事業の小学校への拡大</p>	<p>部活動において、地域の専門性のある人材を指導者として活用する外部指導者支援事業の対象を中学校のみから小学校にまで拡大し、学校と地域の連携促進を図る。また、人材確保のため外部指導者の勤務の見直しを行う。</p>
<p>地域との連携による児童生徒の安全確保</p>	<p>中学校区ごとに学校、保護者、地域住民が連携して児童生徒の登下校等の安全確保に取り組む。 市内地域での児童生徒の安全確保のため、子どもを守る110番の家2,000か所を目指す。</p>
<p>応急手当の普及啓発</p>	<p>平成20年に設立した市民団体（HITACHINAKA ファーストエイド協会）と連携・協力して、病気や怪我に対する症状の観察や処置についての知識を取得した市民（バイスタンダー）を育成する。 3年間で9,000名のバイスタンダーの育成を目指す。</p>

■重点事項2 効果的・効率的な施策・事業の推進

具体的な取組名称	改 革 概 要
配布チラシの減量化	各課で各戸配布しているチラシ等の市報への掲載移行を進め、チラシ作成費の節減を図るとともに、一括した行政情報の提供を図る。
公共交通体系の確立	ひたちなか海浜鉄道(株)湊線、路線バスやコミュニティバスの改善に加えて、乗合タクシーの実証運行など、様々な交通手段の連携を図り、利便性と効率性に重点を置いた交通ネットワークの確立を目指す。
公式ホームページの充実	市民に役立つ情報、市民に必要な情報をリアルタイムで発信できるホームページを目指すとともに、誰もが情報を取得しやすく、扱いやすいホームページ作成に努める。
申告体制の拡充（市県民税確定申告）	本市の確定申告会場において、税務署申告会場の新設や県税事務所からの職員の派遣など申告受付体制の拡充に取り組み、申告者の待ち時間短縮を図る。
図書貸出予約システムの導入	インターネットから図書の貸出し予約ができる図書貸出予約システムを稼働するとともに、電話での図書貸出予約受付の実施について検討を進める。
土のう整備委託業務の見直し	民間委託により整備し、市内12箇所に常備する土のう整備業務を一部直営に切り替え、土のう整備委託料の削減を図る。
パスポート日曜申請受付の開始及び窓口開設時間の拡大	日曜日のパスポート申請受付業務を開始するとともに、パスポート窓口の開設時間を拡大する。 平成22年度の実施を目指す。
エコオフィス計画の推進	市の事務事業に係る環境負荷を低減し、かつ温室効果ガスを削減するため、「エコオフィス計画」に基づいて消費電力量、ガソリン使用量、水使用量、用紙類購入量の削減など全庁的な取組を推進する。 平成24年度までに、総排出量を基準年（平成14年度）に対して6%以上の削減を目指す。
ごみ処理広域化	平成24年4月からの新清掃センターの供用開始に向けて、東海村、ひたちなか・東海広域事務組合と協議を進める。

<p>粗大ゴミの減量化の推進及び収集委託料の見直し</p>	<p>使用可能な家具類の再生リサイクル商品化に取り組み、粗大ごみの減量化を推進する。また、収集委託料の見直しを行う。</p>
<p>休日夜間診療所の医療体制の充実</p>	<p>ひたちなか市休日夜間診療所を平成22年8月から日立製作所水戸総合病院内救急センターへ移転し、診療開始できるよう関係機関との協議や施設整備等を進める。</p>
<p>保育所定員の見直し</p>	<p>保育所の入所希望児童は年々増加傾向となっていることから、年次的に保育所の定員増を検討する。</p>
<p>民間賃貸住宅の活用</p>	<p>市営住宅の用途廃止に伴い住宅が不足するため、民間の賃貸住宅を活用する「民間賃貸住宅家賃補助制度」を導入する。</p>
<p>市街地再開発事業への民間活力の活用（特定事業参加者制度及び特定建築者制度の導入）</p>	<p>勝田駅東口地区市街地再開発事業に民間のノウハウを活用することにより、経費の削減を図る。</p>
<p>市街地再開発事業の事務の民間委託</p>	<p>勝田駅東口地区市街地再開発事業の事務を民間と共同で行うことにより、職員配置の抑制と事務の効率的・効率的執行を推進する。</p>
<p>土地区画整理事業の見直し</p>	<p>地価の下落により、土地区画整理事業の財源である保留地処分金が確保できないため、効率的な事業展開や事業費の縮減を目的に事業計画の見直しを行う。</p>
<p>学校評議員と学校評価委員会の一元化</p>	<p>学校運営のあり方を見直して改善に役立てるため、各学校に設置している学校評議員と学校関係者評価委員会の統合を検討する。</p>
<p>教育研究所の教育相談体制の強化</p>	<p>教育研究所の機能を強化して、教育相談の充実を図るとともに、教育研究所と学校が連携・協力して児童生徒を支援し不登校解消に努め、学校問題解決のための体制づくりを進める。</p>

<p>わくわくライフ町内留学隊事業の見直し</p>	<p>児童の宿泊の受入れ世帯が減少しているため、宿泊での体験型事業から宿泊のない体験型事業へ見直すとともに、市域を越えた特色ある職業体験について検討する。</p> <p>市内での職業体験と他市との交流を含め140人の参加を目標とする。</p>
<p>消防広域化</p>	<p>消防力の強化による市民への消防サービスの向上を図るため、東海村との広域編成を推進する。</p> <p>平成22年度以降の業務開始を目指す。</p>
<p>水道事業の経営効率化</p>	<p>水需要が減少しているなか、市民へ安全で良質な水を安定的に供給するため、より一層の経営効率化に取り組む。</p> <p>※取組内容</p> <p>1 安全で良質な水の確保</p> <p>2 安定した水の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の維持管理に努める。 ・表流水・地下水の有効利用による安定した水の供給 <p>3 市民サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンビニエンスストアの料金納入店舗の拡大、予納金制度の廃止による窓口サービスの向上 <p>4 経営改善の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業の安定した経営のため、人材育成、企業債借入の抑制や残高の縮減、水道料金徴収率の向上を図る。

■重点事項3 自主的・自立的な財政運営の推進

具体的な取組名称	革 概 要
ひたちなか地区及び周辺地域への企業誘致促進	<p>地元雇用促進と自主財源を確保するため、ひたちなか地区及び周辺地域へ企業誘致を促進する。</p> <p>平成24年度、常陸那珂工業団地の全19区画への誘致を目指す。</p>
ひたちなか市民債の発行	<p>平成15年度から発行している「ひたちなか市民債」を継続発行し、市民の資金面でのまちづくりへの参加意識の高揚や資金調達手段の多様化、調達コストの節減を図る。</p> <p>毎年度3億円程度を発行する。</p>
補助金の見直し	<p>外部有識者を中心にした「ひたちなか市補助金等審査委員会」の審査結果を踏まえ、補助金額の見直しや統廃合などを検討する。</p> <p>平成22年度に補助金等審査委員会による全件審査を実施する。</p>
未利用市有財産の活用と売却	<p>「普通財産の有効利用方針」に基づき市有財産の効果的な活用を図るとともに、売却可能な未利用地は、処分計画を作成して売却を推進する。</p>
市税徴収率の向上	<p>収納代理金融機関の拡大、茨城租税債権機構の活用、庁内関係課職員で構成する収納対策本部を中心とした収納対策により市税徴収率の向上に取り組む。</p> <p>市税徴収率92.7%を確保する。</p>
公益法人制度改革を踏まえた対応	<p>外郭団体について、公益法人制度改革を踏まえた対応を図る。</p> <p>〔住宅・都市サービス公社、文化・スポーツ振興公社、勤労者福祉サービスセンター〕</p>

■重点事項4 行政需要に対応した執行体制の確立

具体的な取組名称	改 革 概 要
簡素で効率的な組織の構築	市民のニーズに迅速かつ適切な対応を図るため、スピーディな意思決定ができる簡素で効率的な組織編制に取り組む。
支所のあり方の検討	市民ニーズ，施設の老朽化等を踏まえ，支所機能のあり方について検討する。
定員の適正化	職員数削減計画を中・長期に見据えた「ひたちなか市定員適正化計画（第2次）」を着実に実行して定員の適正化に取り組む。 定員適正化計画の目標：平成25年4月職員数 967人
人材育成の推進	人財育成プランに掲げる「めざす職員像」を目標とした人材育成に取り組む。 職員一人ひとりの能力向上を図り，市民の視点に立った行政を行うことができる人材を育成する。

■重点事項5 施設の見直し

具体的な取組名称	改 革 概 要
男女共同参画センター管理運営のあり方検討	男女共同参画センターの効果的・効率的な管理運営のあり方，施設の老朽化対応及びセンター機能のあり方について検討を進める。
休日夜間診療所の移転後の有効利用	休日夜間診療所の日立製作所水戸総合病院の敷地内への移転に伴い，移転後の施設の有効利用を検討する。
老人福祉センター馬渡荘の施設機能のあり方検討	施設の老朽化，勝田清掃センターの廃止に伴う温水供給の停止などを踏まえ今後の施設機能のあり方を平成22年度に検討する。
保育所の民営化	延長保育や0歳児保育など多様な保育ニーズに柔軟に対応するため，年次的に市立保育所の民営化を推進する。
ホテルニュー白亜紀の運営方針の検討	昭和42年に市営の国民宿舎として建設された別館は，外壁等の老朽化が激しいため，大規模修繕を行うのか取り壊して本館のみで運営していくのか，ホテル運営の方向性を検討する。
市営住宅の効果的な管理運営の検討	指定管理者制度を含め，効果的・効率的な管理運営方式について調査・検討を進める。 平成24年度の委託化を目指す。
幼稚園のあり方検討	幼稚園教育の充実のため，幼稚園の適正化基準を含む基本方針を策定し，幼保一体化，認定こども園，統廃合，民営化も視野に入れ検討する。
小中学校の適正配置	児童生徒の教育環境の充実を図るため，児童数が減少している枝川小学校のあり方（統廃合等）を検討する。
勤労青少年ホームの施設のあり方と効率的な管理運営の検討	施設の有効活用を図る観点から施設のあり方の検討を進めるとともに，効果的・効率的な管理運営について調査・検討を進める。
公民館の地域による管理運営の検討	公民館の地域による管理運営について検討する。 平成23年度以降の年次的な委託に向けて委託方法を具体化する。

第6次ひたちなか市行財政改革大綱

【推進期間 平成22年度～平成24年度】

行財政改革大綱策定の経緯

<p>行政改革大綱:平成8年3月策定 推進期間:平成8年度～平成10年度</p> <p>重点事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇事務事業の見直し ◇時代に即応した組織・機構の見直し 等6項目
<p>行財政改革大綱:平成11年3月策定 推進期間:平成11年度～平成13年度</p> <p>行財政改革大綱(改訂版):平成14年8月策定 推進期間:平成14年度～平成15年度</p> <p>重点事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇財政運営の健全化 ◇事務事業の見直し ◇行政サービスの向上 ◇公共施設の管理運営等の見直し ◇外郭団体の見直し ◇定員及び給与等の適正化 ◇人材の育成・確保
<p>新行財政改革大綱:平成16年2月策定 推進期間:平成16年度～平成18年度</p> <p>重点事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇行政運営の確立 ◇市民サービスの向上 ◇市民との協働のまちづくりの推進 ◇財政運営の健全化
<p>第5次行財政改革大綱:平成19年2月策定 推進期間:平成19年度～平成21年度</p> <p>基本方向</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民との協働のまちづくりの推進 2 質の高い市民サービスの提供 3 効果的・効率的な行政運営の推進 4 機能的な執行体制の確立 5 自主的・自立的な財政運営の推進

地方行政を取り巻く状況の変化と基本的な考え方

1 地方公共団体を取り巻く状況の変化

- 金融危機に伴う景気悪化による様々な影響
- 企業減益による税収の落ち込み
- 少子・高齢化の進展, 人口減少, 職員の大量退職
- 地方分権の進展
- 増大する市民ニーズ

2 第6次行財政改革大綱策定の基本的な考え方

地方交付税の大幅な減額や職員の大量退職, さらに景気悪化による財政の影響など本市を取り巻く環境は厳しさを増している。
 この厳しい時代を乗り越え, 本市の目指す都市像の実現に向け, 次の考え方により第6次行財政改革大綱を策定する。

○本市の目指すべき都市像である「豊かな産業といきいきとした暮らしが広がる世界とふれあう自立協働都市」の実現に向けた改革を推進する。

○少子高齢化の進展, 高度情報化, 循環型社会の形成, 景気の大規模な悪化など社会経済情勢は急激に変化し, 行政に求められるものも大きく変化しています。このため, 社会経済情勢の変化に対応した行政運営を進める。

○景気の急速な悪化が続いている中, 地方財政はますます先行き不透明な厳しい状況にあります。今後も, 限られた財源の中で増大する行政需要に応える必要があることから, さらなる財政運営の健全化を進める。

第6次行財政改革大綱策定

5つの重点事項を設定

- 1 市民との協働のまちづくりの推進
- 2 効果的・効率的な施策・事業の推進
- 3 自主的・自立的な財政運営の推進
- 4 行政需要に対応した執行体制の確立
- 5 施設の見直し

策定及び推進体制

- 行政改革推進本部会議を中心とし, その下に幹事会議を設置して推進する。
- 市議会や行政改革推進委員会の意見, 及びパブリック・コメントによる幅広い意見を改革に反映して推進する。

1 市民との協働のまちづくりの推進

- ①行政と市民との役割分担
- ②市民参画の推進
- ③市民との情報の共有化

2 効果的・効率的な施策・事業の推進

- ①質の高い市民サービスの提供
- ②事務事業の見直し
- ③事務の共同化・広域化
- ④民間委託等の推進

3 自主的・自立的な財政運営の推進

- ①自主財源の確保
- ②市有財産の有効活用
- ③補助金・負担金の見直し
- ④経費の節減合理化
- ⑤公益法人制度改革の対応

4 行政需要に対応した執行体制の確立

- ①市民ニーズに即応する組織・機構の整備
- ②定員の適正化
- ③人材育成の推進

5 施設の見直し

- ①施設のあり方の検討
- ②施設の効果的な管理運営の推進

○ひたちなか市行政改革推進本部設置規程

平成6年11月1日

訓令第12号

(設置)

第1条 行財政運営の効率化，革新等に係る諸問題の解決を期し，社会経済情勢の変化に即応する市政の実現を推進するため，ひたちなか市行政改革推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は，次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は，本部長，副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は，市長をもって充て，副本部長は，副市長をもって充てる。

3 本部員は，教育長，水道事業管理者，市長事務部局の部長，会計管理者，議会事務局長，教育次長，消防長，農業委員会事務局長及び監査委員事務局長の職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は，本部を総括する。

2 副本部長は，本部長を補佐し，本部長に事故があるときは，その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は，本部長が招集し，会議を主宰する。

2 本部の会議の進行は，総務部長が行う。

(関係者の出席)

第6条 本部長が必要と認めるときは，本部員以外の関係者を会議に出席させることができる。

(部会)

第7条 本部に，本部員が所管する部門を単位に当該名称を付した，行革専門部会(以下「部会」という。)を設置する。

2 部会には，部会長及び部員を置き，部会長には，当該部会の本部員をもって充て，部員には，課長(相当職を含む。)以上の者をもって充てる。

3 部会長に事故があるときは，あらかじめ部会長が指名する者が，その職務を代理する。

4 部会は，本部から付託された事項及び当該部会自らが改革すべき事項について調査検討し，その結果を本部に報告しなければならない。

(幹事会)

第8条 本部と部会の調整及び各部会の改革すべき事項を取りまとめるため、行政改革幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、総務部人事課において処理する。

(職員の協力義務)

第10条 職員は、本部の目的が達成されるよう積極的な協力を行い、その成果を高めるよう努めるものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

付 則(平成7年訓令第24号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

付 則(平成8年訓令第11号)

この訓令は、農業委員会事務局設置の日から施行する。

付 則(平成10年訓令第7号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

付 則(平成15年訓令第6号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成19年訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成19年訓令第12号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成20年訓令第9号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成21年訓令第4号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

平成21年度ひたちなか市行政改革推進本部員名簿

(ひたちなか市行政改革推進本部設置規程第3条)

	役 職 名	氏 名
本部長	市長	本間源基
副本部長	副市長	松本正宏
本部員	水道事業管理者	永田仁
〃	教育長	青野紘也
〃	企画部長	山田篤
〃	総務部長	兼山隆
〃	市民生活部長	飛田修
〃	福祉部長	関内博史
〃	経済部長	葛宇芳樹
〃	建設部長	田中雅史
〃	都市整備部長	西野正人
〃	会計管理者	山田博
〃	議会事務局長	郡司峰雄
〃	教育委員会事務局教育次長	鹿志村信男
〃	消防長	住谷明雄
〃	水道事業所長	内田正雄
〃	監査委員事務局長	石原澄雄
〃	農業委員会事務局長	島田興廣

ひたちなか市行政改革推進委員会設置要綱

平成7年8月4日

訓令第23号

(設置)

第1条 ひたちなか市行政改革大綱を策定するに当たり，広く市民の意見を反映させるため，ひたちなか市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は，次に掲げる事項を調査し，審議する。

- (1) 行政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行政改革の進行管理に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は，委員15人以内をもって組織する。

2 委員は，次に掲げる者のうちから，市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表
- (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 前条の委員の任期は，2年とする。ただし，補欠により委嘱された委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に，委員長及び副委員長1人を置き，委員の互選により選出する。

2 委員長は，委員会を運営し，総括する。

3 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるときは，その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は，必要に応じて委員長が招集し，委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は，総務部人事課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が定める。

付 則

この訓令は，公布の日から施行する。

付 則(平成10年訓令第7号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

付 則(平成15年訓令第14号)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 平成17年3月31日以前にひたちなか市行政改革推進委員会設置要綱第3条第2項の規定により委嘱された委員の任期は、改正後のひたちなか市行政改革推進委員会設置要綱第4条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

付 則(平成17年訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年訓令第4号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

○ひたちなか行政改革推進委員会委員名簿

委嘱期間 平成21年2月26日～平成23年2月25日

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
各種団体の代表	刈 部 操	自治会等の代表者 (ひたちなか市市民憲章推進協議会会長)
	大和田 敬 治	自治会等の代表者 (ひたちなか市自治会連合会会長)
	高 島 洋 平	市民活動団体の代表者 (NPO団体：未来ネットワークひたちなか・ま理事 兼事務局長)
	三 村 英 子	女性団体の代表者 (ハーモニーひたちなかウィング：会員)
	海 野 肇	産業経済界 (ひたちなか商工会議所会頭)
	萩 原 靖	産業経済界 (株式会社 日立製作所 都市開発シス テム社総務本部長)
その他市長が適当と 認める者	橋 本 重 男	有識者 (ひたちなか市連合民生委員児童委員協議会 会長)
	石 田 厚 子	有識者 (ひたちなか市教育委員)
	山 口 三千男	有識者 (市民企画工房)
	桐 原 悦 子	有識者 (レジ袋の削減を推進するひたちなか市民 ネットワーク代表)